

# 飛驒市教育委員会事務点検評価委員会設置要綱

平成21年3月10日

教育委員会告示第1号

## (設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づく飛驒市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価（以下「点検評価」という。）を行い、同条第2項の規定による学識経験者の知見を活用するため、飛驒市教育委員会事務点検評価委員会（以下「点検評価委員会」という。）を置く。

## (委嘱)

第2条 点検評価委員会は、委員10名以内で組織し、委員は次の職にある者の中から教育委員会が委嘱する。

- |                      |     |
|----------------------|-----|
| (1) 社会教育委員の代表        | 1名  |
| (2) 学校評議員の代表         | 2名  |
| (3) 保護者の代表           | 2名  |
| (4) 教育関係団体の代表        | 3名  |
| (5) その他教育委員会が適当と認める者 | 若干名 |

2 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (職務)

第3条 委員は教育委員会の求めに応じ、点検評価を行うにあたり、意見を述べるものとする。

## (委員長)

第4条 点検評価委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により決定する。

2 委員長は、会務を総理し、点検評価委員会を代表する。

3 委員長に事故ある時は、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 点検評価委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、その年度の最初の会議は教育委員会が招集する。

2 点検評価委員会は、委員の過半数が出席しなければ、その会議を開くことができない。

(報酬等)

第6条 委員に対する報酬及び費用弁償の額は、飛騨市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年飛騨市条例第53号）に定める。

(庶務)

第7条 点検評価の庶務は、教育総務課において行う。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、点検評価を実施するために必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月23日教育委員会告示）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。